

## 請 願 書

東京高等裁判所第 1 1 刑事部 御中

2006年2月15日

前橋市大手町3丁目1番地10

角田・出牛合同法律事務所気付

奥深山さんの免訴を実現する会

< 1 >

私たちは、貴裁判所に係属中の奥深山幸男さんの日常の生活と裁判を支援し、病気治療に専念し、奥深山さんの人権が守られるよう活動しています。

奥深山さんが1994年12月13日に、貴裁判所に公訴棄却（免訴）を申し立てから既に12年が過ぎました。事件から35年、公判停止から25年です。奥深山さんはいまだ統合失調症の治療を受けながら必死で病苦とたたかっています。

別紙のとおり、全国から奥深山さんの公訴棄却（免訴）を求める要望書が集まっています。25年間にも及ぶ公判停止は異常な事態であり、奥深山さんの病状が改善しない今、裁判所は奥深山さんの置かれている状況を真摯に受け止め、一日も早く治療に専念できるようすべきです。

訴訟能力の無い被告人を明文規定が無いからといって、公判停止のまま超長期間放置する事は憲法と刑事訴訟法の許すものではありません。極めて重大な人権侵害です。速やかな公訴棄却（免訴）の決定を求めます。

< 2 >

2002年9月に貴裁判所は山上皓氏を鑑定人に選任しました。しかし山上氏は2003年夏に奥深山さんに数度面談したのみで、鑑定書を提出していません。山上氏が「昨年夏ごろ奥深山さんの入院する三枚病院院長に最近の病状を確認した」と裁判所に伝えたと言っていたが、病院長は記憶にないとのことでした。

鑑定囑託を受けてから既に3年4ヶ月が過ぎ鑑定書を提出しないのみか、裁判所に対して嘘をついている状況では、山上皓氏は鑑定人として不誠実であり不適格であると思えません。

速やかに山上鑑定人を解任し、弁護団推薦の鑑定人を選任するよう、要望します。